

「人災」の疑問は残る

写真は東京新聞 9 月 18 日朝刊「こちら原発取材班」。判決前日、津波対策を巡る東電旧経営陣と社員らの公判での証言に注目した。そして全員無罪の酷い判決。同紙 20 日の標題社説を途中まで紹介する。

東京電力の旧経営陣は「無罪」—2011 年の福島第一原発事故で検察審査会が強制起訴した裁判だった。本当に予想外の事故だったのか疑問は残る。

事故の 3 年前まで時計の針を戻してみよう。国の地震予測である「長期評価」に基づく津波の試算が最大 15.7 メートルにのぼるとの報告がなされた。東電社内の会合で元副社長に「『(津波想定)の水位を下げられないか』と言われた」—担当していた社員は法廷で驚くべき証言をした。元副社長は否定し、「そもそも長期評価は信頼できない」と反論した。

社員は「津波対策を検討して報告するように指示された」とも述べた。だから、その後、防潮堤を造る場合は完成までに 4 年を要し、建設に数百億円かかるとの報告をしている。元副社長は「外部機関に長期評価の信頼性を検討してもらおう。『研究しよう』と言った」と法廷で応じている。てっきり対策を進める方向と思っていた社員は「想定外の結論に力がぬけた」とまで証言した。外部機関への依頼は、対策の先送りだと感じたのだろう。実際に巨大津波の予測に何の対策も講じないまま、東電は原発事故を引き起こしたのである。この社員は「時間稼ぎだったかもしれないと思う」「対策工事をしない方向になるとは思わなかった」とも証言している。社員が認識した危険性がなぜ経営陣に伝わらなかったのか。あるいは対策の先送りだったのか。これはぬぐえぬ疑問である。

旧経営陣の業務上過失致死傷罪の責任を問うには①原発事故との因果関係②大津波などが予見できたかどうか③安全対策など結果回避義務を果たせたか—この 3 点がポイントになる。東京地裁は争点の②は「敷地高さを超える津波来襲の予見可能性が必要」とした。③は「結果回避は原発の運転中止に尽きるが、原発は社会的有用性があり、運転停止だと社会に影響を与える」ため、当時の知見、社会通念などを考慮しての判断だとする。原発ありきの発想に立った判決ではないか。「あらゆる自然現象の想定は不可能を強いる」とも述べたが、それなら災害列島に原発など無理なはずである。

(2019 年 9 月 30 日)

| 年月日 | 証言内容 | 証人 |
|------------|---|--------|
| 2008年2月16日 | 津波試算が7.7m以上になる可能性を報告。国の長期評価を取り入れた津波対策が了承された。 | 旧経営陣3人 |
| 3月18日 | 津波の報告は全く記憶にない。説明は覚えていない。意思決定の場ではなく、了承されていない。一切説明を受けていない。 | 武蔵 |
| 6月10日 | 子会社から東電の担当社員に「最大15.7mの津波」の試算結果。長期評価に基づく津波が最大15.7mになると報告。(武蔵副社長から)「水位を下げられないか」と言われた。 | 武蔵 |
| 7月31日 | 絶対あり得ない。言うわけもない。そもそも長期評価は信頼できない。津波対策の詳細を検討して報告するよう指示された。 | 武蔵 |
| 8月上旬 | 対策すると決めたわけではない。自分に決定権はない。 | 武蔵 |
| 7月31日 | 津波対策で沖合に防潮堤を作る場合、完成までに4年か、建設費は数百億円に上る可能性がある。ます外部機関に長期評価の信頼性を検討してもらおうと、「研究しよう」と言った。対策が必要との結論が出れば、当然対策を取った。対策を進める方向だと思っていたので、予想外の結論に力がぬけた。会議の終盤のやりとりは覚えていない。対策工事をしない方向になるとは思わなかった。時間稼ぎだったかもしれないと思う。 | 社員 |
| 8月上旬 | 対策の先送りではない。大変に心外。 | 武蔵 |
| 8月上旬 | 武蔵さんに大変高い津波予測が出たので外部機関に調査依頼したと報告。「今度は津波か」と言われた。 | 武蔵 |
| 09年2月11日 | 報告を受けた記憶はない。 | 武蔵 |
| 09年2月11日 | (地震担当部長が「大きな14m程度の津波が来る可能性があるという人もいる」と発言したのを)聞いたことがあるが、懐疑的に聞こえた。15.7mの試算結果は知らなかった。「大きな津波の可能性」という発言は覚えていない。 | 武蔵 |
| 4~5月 | 地震担当部長から試算結果の報告を受けた。まずは外部機関への検討依頼でいいと思った。 | 武蔵 |
| 11年3月7日 | 東電が試算結果を国に報告。 | 武蔵 |
| 11日以降 | 東日本大震災発生、原発が爆発。双葉病院とドヴィル双葉の患者544人、避難中に死亡。 | 武蔵 |